

Q&A 上海シアターベアキッズ

Youtubeから

上海女性劇場、白燕星さんが椅子を蹴るのを阻止するも、イライラした父親に蹴られ、脳震盪の危険が生じる

8月22日に上海の映画館で映画を観ていたところ、後部座席の「クマの子」が約20分間椅子を数回蹴り、何度も止まったが無駄だった、と上海在住の女性が苦情記事を掲載した。。最後に立ち止まったとき、その子の父親に蹴られ、物議を醸した。

画像は NetEase に

転載されています

被害者の女性は微博で事件について語った。原文:

警察の発表によると、その日、被害女性が警察に助けを求め、警察が現場に到着し、通報者に健康診断通知書を発行し、加害者ガン〇〇さん（男性、32歳）を呼び出した。病院は通報者の頭部CT検査を実施したが、脳に明らかな異常は見つからなかった。

本土メディアの報道によると、ガン・モウ氏は調停中も横柄な態度を取り、賠償金は200元しか支払わないと脅したという。

8月24日、被害者は再び病院を訪れ、医師の予備診断は「頭部外傷、軟部組織挫傷、脳震盪の可能性」だった。

8月25日、公安機関はガン氏の不法行為を理由に行政拘留を決定した。ガン XX を行政拘留するという決定は、本土の法規制に従って合法かつ合理的ですか？

回答：行政拘禁とは、行政法規に違反した者に対して公安機関が科す行政罰を指し、短期間に個人の自由を制限します。個人の自由を制限する最も厳しい行政罰は、通常、犯罪に該当しない重大な治安管理違反に対して適用される。しかし、警告や罰金は十分な罰ではありません。

「公安管理処罰法」第10条第3項及び第43条の規定により、人を暴行し、又は故意に傷害を与えた者は、5日以上10日以下の拘留に処され、情状が比較的軽微な場合は、200元以上500元以下の罰金に処し、5日以下の拘留または500元以下の罰金に処する。

上記の法規定によれば、劇場内でのガンさんの蹴り行為と被害者女性の現在の診断書を総合すると、彼女を拘束するという公安機関の決定は、行政法の法的かつ合理的な原則に沿ったものである。

もちろん、当事者が行政拘禁の処分を受け入れない場合には、再審請求や救済を求める行政訴訟を起こすこともできる。

ガン氏の不法行為に対する行政拘禁の決定は被害者の予想と一致しており、

一部ネットユーザーは被害者が法医学鑑定を受けるべきだ、立件基準を満たせば加害者は刑事責任を問われる可能性がある」と提案した。法医学的鑑定を行う必要があるか？

回答：刑事訴訟法第16条第1項の規定により、明らかに情状が軽微で被害が重大でなく、犯罪と認められない場合には、刑事責任は追及されないこととされています。上記の法律規定により、

被害者女性が司法鑑定を受け、その鑑定結果が軽傷以上の場合、「刑事訴訟法」の規定により、加害者は刑事責任を問われることとなります。簡単に言えば、被害に遭った女性の傷害が軽傷で済めば、刑事的には加害者であるガン・モウモの刑事責任は問われないことになる。「人身傷害程度の鑑定基準」の3.2、3.3、5.1.5の指針によれば、医師の診断書と併せて、負傷した女性の傷害は軽傷の基準を満たさない可能性が高い（傷害の基準は実際の鑑定に基づく）。したがって、法医学的な識別は必要ありません。

「クマの子」の非文明的な行動は「クマの親」を暴露し、子どもの不適切な行動に直面して、親は子どもの不適切な言動を適時に止め、正す

のが一般の認識である。

そして「クマの親」たちはさらにとんでもない違法行為を行った。このように伝えられる価値観は非常に危険であり、この概念を持つすべての家族にとって熟考する価値があります。行政拘禁では「クマの親」は反省しないかもしれない。あなたの権利は保証されず、法律は「クマの行動」を規制するためにより厳しい規制を制定する可能性があります。

法的規定への参照:

「公安管理処罰法」

第 43 条 他人を殴り、または故意に傷害を負わせた者は、5 日以上 10 日以下の拘留、および 200 元以上 500 元以下の罰金に処する。

10,000元以上。

「人的被害程度の評価基準」

3.2 軽傷 人の手足や外観の損傷、聴覚、視覚、その他の臓器機能の部分的な障害、または個人の健康に中程度の危害を引き起こすその他の傷害 (軽傷クラス I およびクラス II の軽傷を含む)。

3.3 軽傷 さまざまな傷害要因によって引き起こされる一次傷害。組織や器官の構造に軽度の損傷、または軽度の機能障害が生じます。

5.1.5 軽傷

a) 頭部外傷後の神経症状。

b) 5.0cm²を超える頭皮の擦過面積、頭皮挫傷、皮下血腫。

c) 頭皮の傷または傷跡。